

西都市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

平成23年 6月30日

西都市規則第21号

改正 平成28年 3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、西都市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成23年西都市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次のいずれかに該当する状態とする。

(1) 児童を監護しない父又は母(次条に定める障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしている状態

(2) 父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、次条に定める障害の状態にある者を除く。)に養育されている状態

(条例第2条第2項第3号の規則で定める障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号の規則で定める障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童

(2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(4) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第3条第1項の規則で定める児童)

第6条 条例第3条第1項の規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当するひとり親家庭の児童とする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者であって、その者に係るひとり親家庭の父又は母が同法の規定により同一の世帯に属すると認められるとき。

(2) 被保険者等であるひとり親家庭の父又は母の被扶養者であるとき。

(3) 被保険者等の被扶養者であって、ひとり親家庭の父又は母が同一の被扶養者であるとき。

(条例第4条第2項の規則で定める額)

第7条 条例第4条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げるひとり親等の前年の所得(1月から7月までの月分に係る助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は配偶者のない女子等の前年の所得 児童扶養手当施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)第2条の4第2項に定める額

(2) ひとり親家庭(条例第2条第2項第3号に該当する児童を監護する家庭に限る。)の父若しくは母又は配偶者のない女子等の配偶者の前年の所得 政令第2条の4第5項に定める額

(3) 養育者の前年の所得 政令第2条の4第4項に定める額

(受給資格証の申請及び交付)

第8条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。)により行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認められた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)を交付し、不適当と認められた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第6条第2項に規定する受給資格証の更新は、受給資格証その他必要な書類を提出させ、毎年7月1日から7月31日までの間に行わなければならない。

4 受給資格証の有効期間が満了したとき又は受給資格証に記載された受給資格者の全ての者が受給資格を失ったときは、ひとり親等は、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(給付の申請方法)

第9条 条例第10条の規定による申請は、1月を単位として、ひとり親家庭等医療費助成金申請(請求)書(様式第4号)を保険医療機関等に提出し、診療(調剤)報酬欄の記載を

受け市長に対し行わなければならない。ただし、当該保険医療機関等の領収証の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

(届出)

第10条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者の住所及び氏名
- (2) 国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者又は被保険者等の氏名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号
- (5) 附加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第5号)により行わなければならない。

3 条例第12条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第6号)により行うものとする。

(再交付)

第11条 ひとり親等は、受給資格証を破損又は亡失したときは、市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第7号)により再交付の申請を行わなければならない。

(助成金の返還)

第12条 条例第13条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書(様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。  
(西都市母子家庭等の医療費助成に関する条例施行規則及び西都市父子家庭医療費助成に関する条例施行規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 西都市母子家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(昭和54年西都市規則第16号)

(2) 西都市父子家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和55年西都市規則第2号)  
(西都市母子家庭等の医療費助成に関する条例施行規則及び西都市父子家庭医療費助成に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の西都市母子家庭等の医療費助成に関する条例施行規則及び西都市父子家庭医療費助成に関する条例施行規則によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(西都市事務委任規則の一部改正)

4 西都市事務委任規則(平成9年西都市規則第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第1号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書

年 月 日

西 都 市 長 様

住所 西都市  
申請者  
氏名  
電話番号 - - 印

下記のとおり交付(更新)を申請します。

氏名	続柄	生年月日	同居 別居	氏名	続柄	生年月日	同居 別居
	本人	年 月 日	/			年 月 日	同 別
		年 月 日	同 別			年 月 日	同 別
		年 月 日	同 別			年 月 日	同 別

加入医療保険内容			
被保険者等氏名		保 險 証 号 番 号	
保 險 者 名 又 は 組 合 名		事 業 所 名 在 地	
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日	附 加 給 付 の 状 況	有 ・ 無

\*これ以降の欄は記入しないでください

決 定 欄	受給資格証世帯番号	世帯区分	母子 父子 養育	
			所得額状況	児童扶養手当 受給状況
該 当 適 否	該当	* (養育費 円)	1.離婚 2.事実婚解消 3.死亡 4.障害 5.生死不明 6.遺棄 7.拘禁 8.未婚 9.その他 ( )	
	非該当		1.婚姻および事実婚 2.所得制限 3.児童の年齢超過 4.児童を監護しない父又は母と生計同一 5.父又は母の配偶者による養育 6.その他 ( )	

様式第2号（第8条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格証			
ひとり親等氏名			
住 所			
世帯番号:			
受給資格者	受給者番号	氏名・生年月日	資格期間
			... ~
			... ~
			... ~
			... ~
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付年月日	年 月 日		
自己負担額	(入院)1 診療報酬明細書につき1,000 円/ 月		
	(入院外) 医療保険の一部負担金の額		
発行機関名及び印	西都市長		
公費負担者番号	8	8	4 5 0 0 8 5

様式第3号（第8条関係）

〒 第 号  
年 月 日

様

西都市長

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書

年 月 日付で申請された西都市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

申請者氏名	
-------	--

却下理由	
------	--

(教示)

- この処分不服があるときには、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、西都市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に西都市(訴訟において西都市を代表する者は市長となります。)を被告として提訴することができます。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しを求める訴えを提起することはできません。  
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第9条関係）

ひとり親家庭等医療費助成金申請（請求）書

年 月 日

西都市長様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号 - -

年 月分医療費の助成を受けたく申請（請求）します。

申請（請求）額	円	加入 保険 内容	被保険者等氏名	
受給資格証番号			保険証記号番号	
受診者	氏名	保険者名 又は組合名		
	生年月日			
金融機関		口座名義		口座番号

この欄は、医療機関及び調剤薬局で記入してください。 なお、差額ベッド・電機器具使用料・付添看護料（医師が認めないもの）、おむつ使用料等の保険対象以外の経費は、控除してください。 また、入院時の食事療養費の自己負担額も控除してください。	年 月分診療（調剤）報酬 （入院・外来・歯科・柔整）	
	診療実日数	左記の金額を受領いたしました。 年 月 日
	日	
	保険診療点数	所在地
	点	医療機関等の名称
	一部負担金	氏名 印
	円	
	薬剤投与日数	左記の金額を受領いたしました。 年 月 日
	日	
	保険調剤点数	所在地
点	医療機関等の名称	
一部負担金	氏名 印	
円		

様式第5号（第10条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格変更届

年 月 日

西都市長様

届出人住所

氏名 ㊦  
電話番号 - -

受給資格証 世帯番号	
変更事項名	変更前
1 氏名	変更後
2 住所	
3 加入医療保険 (1) 被保険者等氏名 (2) 保険者名又は組合名 (3) 記号番号 (4) 附加給付の内容	
4 受給資格の該当要件	
5 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失	
6 その他 ( )	
変更年月日	年 月 日

(注) この届には、受給資格証、保険証等を持参すること。

様式第6号（第10条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届	
年 月 日	
西 都 市 長 様	
届出人 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号 - -	
受給資格証 世帯番号	
資格喪失理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 他市町村に転出</li> <li>2 ひとり親家庭等でなくなった</li> <li>3 死 亡</li> <li>4 被保険者等でなくなった</li> <li>5 その他( )</li> </ul>
資格喪失年月日	年 月 日

(注) 受給資格証を添えて届け出てください。

様式第7号（第11条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書	
年 月 日	
西 都 市 長 様	
届出人 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号 - -	
受給資格証 世帯番号	
再交付理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃 棄</li> <li>2 破 損</li> <li>3 紛 失</li> <li>4 盗 難</li> <li>5 その他( )</li> </ul>
本人確認書類	免許証、保険証、その他書類( )

様式第8号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

西都市長

ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書

年 月 日に支給したひとり親家庭等医療費助成金については、下記のとおり返還してください。

記

1. 医療費

支給年月日	助成金額	返還金額	返還理由
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
合計			

2. 返還納付期限

年 月 日

3. 返還納付場所

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

(一部改正〔平成28年規則20号〕)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第11条関係)

様式第8号(第12条関係)